

迷惑行為により診療をお断りすることがございます

当院では、患者さまの安全を守り、診療を円滑に行うとともに最善の医療を提供するため、次のような迷惑行為があった場合、相互の信頼関係の構築が困難と判断し、診療をお断りする場合がございます。ご理解のほど、お願い申し上げます。

1. **大声、暴言または脅迫的な言動**により、他の患者さまや職員に迷惑を及ぼす行為
2. 他の患者さまや職員に**暴力行為**や**セクシャルハラスメント**があった場合、もしくはその恐れが強い場合
3. **解決しがたい要求を繰り返す**、**職員の業務を妨げた場合**
4. 診療中など承認を得ず**撮影行為・録音**した場合
5. 危険・迷惑な物品（**銃砲刀剣類、汚物、わいせつ物**などの危険・迷惑と思う物）を院内に持ち込んだ場合
6. 酒気を帯びての来院や酒類を院内に持ち込んだ場合
7. 院内及び敷地内で**喫煙**した場合
8. 医院の備品を破壊する行為、診療の妨げとなる行為
9. SNSなどに、**暴言や虚偽の内容を拡散**させる、または当院の関係者に対する**誹謗中傷**等を行う行為
10. 療養に専念せず診療目的に従った行動をしない場合や、無視・長時間の居座りなどを含む迷惑行為
11. 病院の規則、職員の指示に従わないとき
12. その他病院長が必要と判断したとき

※迷惑行為に関しては、警察に通報する場合があります。